

「こもれびの杜 指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

(令和7年7月1日改正)

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 県南ふくし会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県大仙市飯田字堰東235番地 |
| (3) 電話番号 | 0187-63-6646 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 古屋一彦 |
| (5) 設立年月日 | 昭和46年12月15日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| (2) 施設名称 | 特別養護老人ホーム こもれびの杜 |
| (3) 施設所在地 | 秋田県大仙市飯田字堰東235番地 |
| (4) 電話番号 | 0187-63-6646 |
| FAX番号 | 0187-63-6746 |
| (5) 施設長氏名 | 内村子畝 |
| (6) 事業所番号 | 平成12年4月1日 秋田県指定0570850503号 |
| (7) 施設の目的 | <ul style="list-style-type: none">・身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (8) 運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し施設サービスを提供する。・ご契約者の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立って施設サービスを提供する。・明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努める。 |
| (9) 開設年月日 | 昭和47年4月1日 |
| (10) 入所定員 | 117名 |

3. 居室の概要

当施設では以下の居室、設備を用意いたしております。

- ・居室数 117室 *全室個室です。
 - ・食堂（リビング） 10人毎（生活単位）に1ヶ所を準備しています。
 - ・浴室 各階数ごとに生活リハビリ式浴槽、特殊浴槽を整備しています。
- *居室には、1人に一台ずつテレビ、冷蔵庫、チェスト（整理タンス）、トイレ、洗面所が備えられております。
- *全室、冷暖房完備



個 室



食堂（リビング）

4. 職員の配置状況

(1) 当施設ではご契約者に対して指定介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（短期入所と兼務）

*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	当施設人員	指定基準	備 考
施設長（管理者）	1 名	1 名	
生活相談員	5 名以上	2 名	介護支援専門員と兼務
介護職員	56 名以上	46 名	
看護職員	6 名以上	4 名	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	6 名以上	1 名	看護職員と兼務
嘱託医師	1 名以上	— 名	
介護支援専門員	3 名以上	2 名	生活相談員と兼務
栄養士又は管理栄養士	1 名以上	1 名	
調理員	6 名以上	— 名	
事務員	3 名以上	— 名	
業務員等	5 名以上	— 名	

(2) 各職種の勤務体制

業 種	勤 務 体 制	
施設長（管理者）	普通出	8：30から17：30まで
生活相談員	普通出	8：30から17：30まで
介護職員	早出	7：00から16：00まで
	日勤	9：30から18：30まで
	遅出1	10：15から19：15まで
	遅出2	13：15から20：00まで
	夜勤出	19：50から 7：20まで
	普通出	8：30から17：30まで
看護職員	早出	7：30から16：30まで
	普通出	8：30から17：30まで
	遅出	10：00から19：00まで
機能訓練指導員	普通出	8：30から17：30まで
嘱託医師	嘱託	毎月2回診察
栄養士又は管理栄養士	普通出	8：30から17：30まで
調理員	早出	6：45から13：45まで
	日勤	9：00から18：00まで
	遅出	10：00から19：00まで
事務員・業務員	普通出	8：30から17：30まで

(3) 配置職員の職務内容

- ・施設長 施設の責任者としてその管理を統括します。
- ・嘱託医師 ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- ・生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ・介護職員 ご契約者の日常生活上のお世話をします。
- ・看護職員 ご契約者の健康管理や療養のお世話をします。
- ・機能訓練指導員 ご契約者の日常生活における必要な機能訓練を行います。
- ・介護支援専門員 ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ・栄養士又は管理栄養士 ご契約者の健康管理を栄養面から行います。
- ・調理員 ご契約者の食事の調理を行います。
- ・事務員 施設の労務管理・経理等を行います。
- ・業務員 施設の環境の整備その他の用務を行います。

5. 施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金から自己負担分を除いた分が介護保険から給付されます。（自己負担分：介護保険負担割合証に記載されている割合）

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した四季折々に応じた食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援の為離床し、食堂（リビング）においての食事に配慮します。また、体調の優れない方には、居室での食事も可能です。
- ・毎食時、温かいおしぼりを配布します。
- ・食事の基本的配膳時間は、
朝食 午前 7時45分
昼食 午前 11時45分 となっております。
夕食 午後 5時45分
- ・ご契約者1人1人のペースに合わせて食事時間をとることができます。また食事と一緒に牛乳、お茶を提供します。
*お茶等は、午前10時から夕食までの間、食堂（リビング）で自由にご利用いただくことができます。
- ・昼食は希望によりラーメンに変更できます。
- ・午後3時のおやつの時間におやつと飲み物を提供します。
- ・夕食時の食前酒について
夕食には酒類（果実酒、ビール、日本酒）をご用意しています。（グラス1～2杯）
*病的原因や主治医の指示により酒類等の提供が出来ない場合や、酒類の飲用により他の入居者に迷惑な行為がある場合は、酒類の量を制限させていただく場合があります。

②入浴

- ・年間を通し、週2回の入浴ができます。体調不良等で入浴できない時は、清拭を行います。
- ・ご契約者の身体の状態に合わせ、特殊機械浴槽（シャワーバス浴）、又は1人用家庭浴槽（生活リハビリ式浴）にて入浴の介助を行います。
- ・シャワーバス浴は、寝たきり等で座れない方に利用していただき、生活リハビリ式浴は、歩行可能な方、座れる方に利用していただきます。
- ・生活リハビリ式浴は入浴動作一つ一つがリハビリにつながっていることから、自立支援を促進しています。
- ・生活リハビリ式浴室、脱衣室は男女別々となっております。車椅子でもゆっくりと動ける広々としたスペースになっており、浴槽は檜を使用しています。
- ・入浴後の乳液、ヘアースプレー、コロン等も用意しています。
- ・生活リハビリ式浴対象の方は、週2日以外でも希望があれば、曜日にかかわらず入浴できます。



一人用家庭浴槽



特殊機械浴槽

③排泄

- ・排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ・オムツを使用せざるをえない場合には、心身及び活動状況に適したオムツを提供し、排泄状況をふまえて適切に交換します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を行います。

⑤健康管理

(1)健康管理について

- ・嘱託医師及び看護職員により、ご契約者の健康管理に努めます。
- ・嘱託医師により、月2回、回診日を設けて健康管理に努めます。
- ・嘱託医師

医 師 名	佐々木 順孝	荒井 咲子	高橋 陽一郎
医療機関名	ささき脳神経外科 内科クリニック	荒井医院	たかはし内科 循環器科医院
診 療 科	脳神経外科・内科	内 科	内 科
電 話 番 号	6 3 - 1 0 1 0	6 3 - 2 6 7 0	6 3 - 5 1 1 5

- ・緊急時必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
(ただし、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)
- ・外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。

(2)口腔ケアについて

- ・口腔ケア時、定期的に口腔内チェックを行い、口腔衛生に努めます。
- ・協力歯科医療機関より口腔内チェックをしていただき、口腔衛生に努めます。
- ・治療が必要な場合は、往診あるいは通院の介助を行います。
- ・協力歯科医療機関

医療機関名	ホワイト歯科医院
院 長 名	石川 維範
所 在 地	大仙市大曲日の出町2丁目4-16
電 話 番 号	0 1 8 7 - 8 6 - 3 1 8 0

(3)健康診断について

胸部レントゲン撮影・心電図検査を年1回実施します。病気の早期発見だけでなく、異常者を医療に直結できるようにフォローアップ体制についてできるだけ配慮させていただきます。

なお、結核等他のご契約者にうつる可能性のある病気が発見された場合については、即、治療の為退居していただくこととなります。

(4)インフルエンザ予防注射について

インフルエンザ予防の為、流行前の11月から12月の間に予防接種を行います。
(ご契約者あるいはご家族の同意が必要となります。)

⑥その他

- ・寝たきり防止の為、離床に配慮します。(毎食時、おやつの時間)
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう援助します。
- ・当施設では入居者の衣類・寝具等の洗濯を行います。
- ・ご契約者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご契約者又はご家族において行うことが困難である場合は、ご契約者の同意を得て、手続き代行を行います。

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度や負担割合に応じたサービス料金から介護保険給付費を除いた金額(ご契約者の負担割合に応じた自己負担額)と、食事と居住費にかかる自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

・ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

(単位:円)

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	670	740	815	886	955
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4				
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8				
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46				
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21				
単位数合計(31日)	23,219	25,389	27,714	29,915	32,054
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(14.0%)	3,251	3,554	3,880	4,188	4,488
利用者負担額(31日) (1割負担の場合)	26,470	28,943	31,594	34,103	36,542
利用者負担額(31日) (2割負担の場合)	52,940	57,886	63,188	68,206	73,084
利用者負担額(31日) (3割負担の場合)	79,410	86,829	94,782	102,309	109,626

☆初期加算 : 入居した日から起算して30日以内の期間、及び30日を超える病院又は診療所への入院後に施設に再入居した場合については1日1割負担の方は30円、2割負担の方は60円、3割負担の方は90円加算されます。

☆外泊時費用 : 病院等へ入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合は、所定単位数に代えて1日1割負担の方は246円、2割負担の方は492円、3割負担の方は738円と居室に係る自己負担額を算定します。

※外泊の翌日から1ヵ月6日間、月をまたがる場合は最大12日間算定します。

ただし、空床ベッドを短期入所として利用した場合、外泊時加算を算定しない場

合もあります。

居室に係る自己負担額	①利用者負担段階第1段階	880円/日
	②利用者負担段階第2段階	880円/日
	③利用者負担段階第3段階①	1,370円/日
	④利用者負担段階第3段階②	1,370円/日
	⑤利用者負担段階第4段階	2,066円/日
食事に係る自己負担額	①利用者負担段階第1段階	300円/日
	②利用者負担段階第2段階	390円/日
	③利用者負担段階第3段階①	650円/日
	④利用者負担段階第3段階②	1,360円/日
	⑤利用者負担段階第4段階	1,445円/日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

☆指定介護老人福祉施設への入居は、原則要介護度3以上の方が対象となっています。なお、介護保険要介護更新にて、要介護度1及び要介護度2と認定された場合は、契約解除となる場合があります。

※平成27年3月31日までに施設入居された方は経過措置となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 理容・美容

理容サービス、美容サービス

当施設では、ご契約者の希望により、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。ただし、実費をご負担いただきます。また、理・美容院までの移送サービス（無料）をご利用いただけますが、理・美容に要した費用は実費となります。

② 金銭等の管理

ご契約者の希望により金銭等の管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- ・現金管理の限度額：5,000円
- ・管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。
- ・お預かりするもの：預金通帳と通帳印

- ・保管場所：通帳は生活相談員室金庫。印鑑は、事務室金庫
- ・保管管理者：施設長
- ・出納方法：ご本人の要望により出金する場合は、必ず立ち会い者を置き、自動販売機等の他は領収書を徴し、保管します。
- ・預金報告：預り金は、年4回生活相談員が本人または身元引受人へ収支状況を報告します。

③ 持ち込みの管理・保管

- ・居室のスペースに置くことのできない所持品については、予めご相談下さい。
- ・ペット類の持ち込みはお断りいたします。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

コピー料金：1枚10円

⑤ 日常生活上必要となる費用実費

施設内で洗濯不可能な物については、専門業者に依頼し、実費をご負担頂きます。

*オムツ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑥ ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院の移送サービスを無料で行います。

⑦ 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係るサービス利用料金（居住費、食費を含む）を要介護度に応じて全額お支払いいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに下記の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

1. 口座からの引落

- ・支払先 秋田銀行 大曲支店 普通口座 884454
- ・口座名 特別養護老人ホームこもればの杜 施設長 内村 子畝

(4) 緊急時等における対応方法について

当施設において、サービス提供を行っている際に入居者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに嘱託医師及び協力医療機関並びに関係機関等へ連絡及び必要な措置を講じます。

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診察・入院・治療等を受けることができます。(ただし、下記の医療機関での優先的な治療等を保証するものではありません。また、下記医療機関での治療等を義務づけるもの

でもありません。)

医療機関名	大曲厚生医療センター
所在地	秋田県大仙市大曲通町8番65号
電話番号	0187-63-2111
診療科	総合
入院設備	ベッド数：437床
救急指定	有

6. 施設を退居していただく場合（契約終了について）

当施設との契約が終了する期間は特に定めていませんが、契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設の退居を申し出ることができます。その場合には、退居希望日の7日前までご連絡下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退居することができます。

〈ご契約者からの契約の解除〉

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

〈事業者からの契約解除〉

- (1) ご契約者等が、契約締結時にご契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) ご契約者による、サービス利用料金の支払いが正当な理由なく6か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず14日以内に支払われない場合。
- (3) ご契約者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご契約者等の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (4) ご契約者又はご家族等が、サービス従事者又は他のご契約者等へのハラスメント行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (5) ご契約者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- (6) ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合。
- (7) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合等やむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- (8) ご契約者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
- (9) ご契約者が死亡した場合。

7. ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

3か月以内の入院の場合

3か月以内の入院をされた場合は、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

(入院翌日から1か月に6日を限度として1日につき1割負担の方は246円、2割負担の方は492円、3割負担の方は738円と居室に係る自己負担額を算定します。)

3か月以上の入院の場合

3か月以上入院された場合には、契約を解除します。また、その後退院が見込まれた場合でも当施設に再び優先的に入居することはできません。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口 (担当者)

施 設 長	内村 子畝
介護支援課課長補佐	伊藤 則子
介護支援課主席主任	佐藤 兆子
介護支援課主任	佐々木 純也
介護支援課主任	富樫 憲雄
生活相談員	畠山 大輔

- ・受付 常時受付します。ただし、担当者がいない場合は、当日勤務の介護職員、看護職員、また土日祝祭日の場合は日直者が担当者に申し送りします。

② 第三者委員名

氏 名	住 所	電話番号	職 業
佐々木 優	大仙市大曲須和町2-3-21-5 (佐々木法律事務所)	(0187) 66-2003	弁護士
鎌田 俊龍	大仙市内小友字館前118番地 (満友寺)	(0187) 68-2359	住 職
鈴木 正	大仙市大曲緑町4-31	(0187) 63-7320	元中仙町教育長

③ ご意見箱

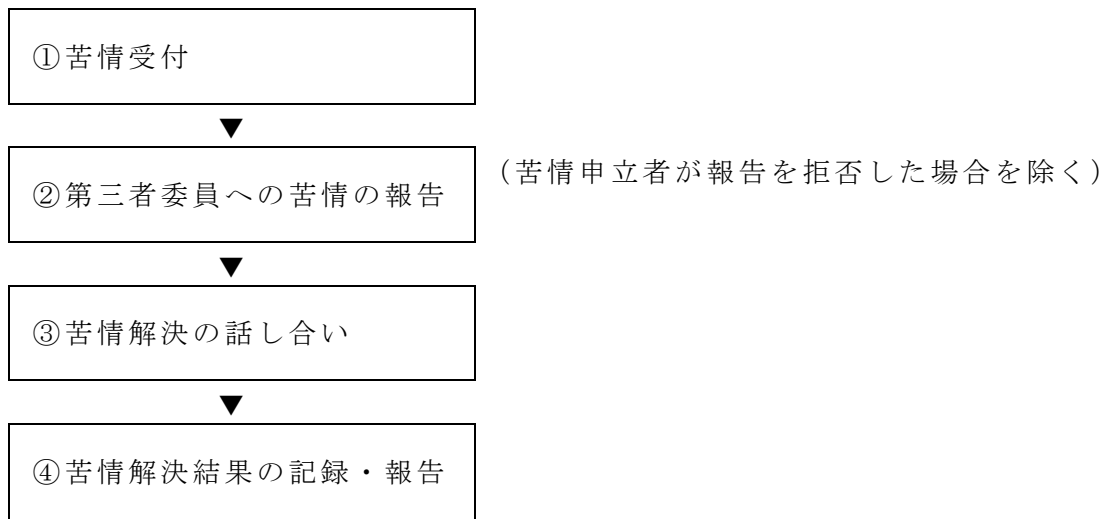
設置場所 1階正面玄関ホール内・2階相談員室前・3階レストラン内

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大曲仙北市町村圏組合 介護保険事務所	所在地：大仙市高梨字田茂木10番地 (大仙市役所 仙北庁舎3階) 電話番号：0187-86-3910 受付時間：午前9時から午後5時まで(平日) 構成市町村：大曲仙北広域市町村(大仙市・美郷町・仙北市)
横手市まるごと福祉課 介護保険係	所在地：秋田県横手市中央町8番2号 (横手市役所 本庁舎4階) 電話番号：0182-35-2134 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (月～金曜日)
秋田市福祉保健部 介護保険課	所在地：秋田県秋田市山王1丁目1番1号 (秋田市役所) 電話番号：018-888-5672 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (月～金曜日)
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地：秋田市山王4-2-3 電話番号：018-883-1550 受付時間：午前9時から午後5時まで(月～金曜日)

(3) 苦情処理の手順

施設サービス利用に関する苦情処理要綱に従い、以下の手順で苦情を処理します。



9. 身体的拘束について

(1) 当施設は、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合は、契約者及び家族へ説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲で行うように努めるとともに、その様態及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

また、その必要性や継続の有無等について、適宜、見直しを行います。

10.事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。
 - ①事故が発生した場合の対応について、②に規定する報告書等の方法を定めた事故発生防止のための指針や対応マニュアルを整備します。
 - ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備します。
 - ③事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
 - ④上記①～③の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (2) ご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県・市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) ご契約者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11.虐待防止について

当施設は、ご契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は、10頁「8.(1)①苦情受付窓口」に準じます。
- (2) ご契約者の人権擁護のための社会資源や制度の活用等支援をします。
- (3) 従業者が相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (7) サービス提供中に、当該従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

<重要事項説明書付属文書>

1、施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (2) 建物の延べ面積 9, 137.97 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

- ・ 短期入所生活介護事業 「こもれびの杜」 (定員20名)
平成12年4月1日指定 (秋田県指定 第0570850503号)
- ・ 通所介護事業 「フレンデイ大曲」
平成12年4月1日指定 (秋田県指定 第0570804898号)
- ・ 指定居宅介護支援事業所 「こもれび支援センター」
平成19年4月1日指定 (秋田県指定 第0570815688号)

2、経営法人の概要

当社会福祉法人県南ふくし会では、以下の施設を運営しています。

〒014-1413 秋田県大仙市角間川町字元道巻97番地

- ・ 指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホームサン・サルビア」 (定員50名)
- ・ 短期入所生活介護事業 「サン・サルビア」 (定員10名)
- ・ 通所介護事業 「ナイスデイ大曲」

〒014-0602 秋田県仙北市西木町桧木内字松葉232番地

- ・ 指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム清流苑」 (定員50名)
- ・ 短期入所生活介護事業 「清流苑」 (定員10名)
- ・ 通所介護事業 「ハッピーデイ西木」
- ・ ケアハウス 「ゆっ栗館」 (定員15名)
- ・ 清流苑居宅介護支援センター
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業 「ピアホームかたくりの里」 (定員9名)

〒014-1204 秋田県仙北市田沢湖田沢字春山148番地2

- ・ 指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホームたざわこ清眺苑」 (定70名)
- ・ 短期入所生活介護事業 「たざわこ清眺苑」 (定員10名)

〒014-0314 秋田県仙北市角館町中菅沢84番地

- ・ 通所介護事業 「デイサービス角館さくらさくら」

3、契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次のとおり行います。

(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、介護認定有効期間内に必要に応じて、もしくはご契約者及びご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し変更の必要のある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4、サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取・確認します。
- ③感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を作成します。
- ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

事業者及びサービス従事者又は従業者は、高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

- ⑧事業者は感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ⑨認知症についての理解を深め、ご契約者本人を主体とした介護を行うための必要な措

置を講じます。

5、施設利用の留意事項

(1) 持ち込みの制限

- ・居室内で利用でき、他のご契約者に迷惑のかからない電気製品であれば使用可能です。（例：ラジカセ、ビデオデッキ、電気カミソリ、電気バリカン、電気ポット、携帯電話等）
- ・居室内のスペースに置けるくらいの本棚、本、人形、車椅子、歩行車は可能です。
- ・ご契約者の衣類等については、整理タンスに収納できる限りとします。
- ・ペット等の生き物は持ち込みできません。

※持ち込みについては、あらかじめご相談ください。

(2) 整理タンスの使用について

- ・整理タンスには衣類等を収納していただきます。

(3) テレビの使用について

- ・テレビの使用時には、他のご契約者のご迷惑とならないよう配慮していただきます。

(4) 冷蔵庫の使用について

- ・冷蔵庫は1人に1台備えてあります。
- ・冷蔵庫内は、常に清潔であるように配慮します。
- ・面会の時の食べ物（生もの）の持ち込みについては、職員にご連絡ください。

(5) 通信について

- ・居室には、電話回線を準備しています。
ただし、電話等の開設や準備はご契約者の負担となります。（電話代等含む）

(6) 入院中や外泊中の私物等の管理

- ・個人の私物の管理については、施設が適切な管理をします。
- ・郵便物等については、生活相談員室で管理保管します。

(7) 面会

- ・面会は、感染症等予防のため地域等の感染状況を鑑み、その予防対策に準じた形態や時間等とさせていただきます。
- ・面会の際のペットの持ち込みは、玄関までとさせていただきます。
- ・面会の際は、職員に声をおかけください。

(8) 家族の宿泊

- ・ご契約者と一緒に宿泊を希望のご家族のために、お部屋をご用意しております。
1泊1食付 一人1,500円です。
(朝食と寝具代込み)

◆2日前までのご予約が必要です。

(9) 喫煙

- ・施設内は原則として禁煙としております。

6、損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合にも同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム こもれびの杜消防計画」により対応を行います。		
近隣との協力体制	地域消防団、地域住民に非常時の相互応援を依頼しております。		
平常時の訓練及び防災訓練	別途定める「特別養護老人ホーム こもれびの杜消防計画」により年2回夜間及び昼間の火災を想定した避難訓練を、消防署立会でご契約者の方も参加して実施しております。		
防災設備	設備名称	設備箇所	備考
	自動火災報知器受信所	1カ所	コンピュータ室
	非常通報装置	1カ所	大曲消防署直通。コンピュータ室設置
	防火扉	12カ所	
	防火シャッター	1カ所	
	避難誘導灯	162カ所	階段通路誘導灯含む
	感知器兼スプリンクラー	335カ所	
	ガス漏れ報知器	1カ所	リネン
	非常照明用発電機	1台	自家発電
	カーテン等は、防災性能のあるものを使用しております。		
消防計画等	消防署への提出日：令和6年8月28日 防火管理者：布谷佳史		

8、福祉サービス第三者評価の実施について

当施設では、福祉サービス第三者評価は実施しておりません。

同意書

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームこもればの杜
職名
氏名 印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

契約者
(ご利用者) 氏名 印

契約者
(ご家族) 氏名 印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲以内で使用することに同意します。

個人情報の利用目的について

（１）当事業所内での利用

1. 利用者に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 利用契約に関する記録
4. 会計・経理に関する記録
5. 事故の報告
6. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
7. 介護の質の向上を目的としたケース研究
8. その他、利用者に係る管理運営業務

（２）事業所外への情報提供としての利用

1. 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
2. 当該利用者が必要な治療及び健康管理に関し、医療機関への必要な情報の提供
3. 家族への心身の状況説明
4. 審査支払い機関へのレセプトの提供
5. 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
6. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等
7. 利用料の請求及び収受に関する事務

（３）使用する期間

1. サービスの提供を受けている期間

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 こもればの杜
短期入所生活介護事業 こもればの杜 殿

ご契約者 氏名 印

ご家族 氏名 印